

Excel で学ぶ簿記・会計と税務 正誤表 (第1版・第1刷)

頁	箇所	誤	正														
5	本文下から 2 行目	本書には付録として、Excel 上で動作するシンプルな簿記のソフトを添付しています。	Excel 上で動作するシンプルな簿記のソフトを <u>Web 上で用意</u> (http://www.ohmsha.co.jp/)しています。														
15	図 1.13 の「商品の販売後」の図	資産:1,000	資産:1,100														
22	下から 5 行目	…費用で、貸方(右側)が <u>資産</u> の場合、何らかの…	…費用で、貸方(右側)が <u>負債</u> の場合、何らかの…														
26	下から 3 行目	…具体的な仕訳の手順を <u>手順</u> を解説しますが、…	…具体的な仕訳の手順を解説しますが、…														
39	上から 7 行目	…控除額」ですが、 <u>2005 年分のデータを入力する場合は、「650000」とします(図 2.6)。</u>	…控除額」には「 <u>650000</u> 」と入力します(図 2.6)。														
43	上から 11 行目	…あります。これは郵便局が発行するもので、…	…あります。これは郵便局(日本郵政公社)が発行するもので、…														
60	図 2.26 の上の行	…変えることができます(図 2.27)。	…変えることができます(図 2.26)。														
60	下から 3 行め	…普通預金や定期預金には通常は…	…普通預金や定期預金は通常は…														
67	下から 7 行目	…単純に当座預金が 20 万円減少…	…単純に当座勘定の残高が 20 万円減少…														
67	下から 3 行目	…単純に当座預金が 15 万円増加…	…単純に当座勘定の残高が 15 万円増加…														
82	下から 13 行目	…前者が多ければ利益、後者が多ければ損失と考えます。	…前者が多ければ損失、後者が多ければ利益と考えます。														
85	下から 2 行目	一方、 <u>現在価額</u> よりも売却価額…	一方、 <u>帳簿価額</u> よりも売却価額…														
105	表 2.1	「雑費」と「支払利息」の行の間の罫線は、表の左端まで続きます。															
108	本文最後の行	(借方)事業主貸 300,000 円 (借方)当座預金 300,000 円	(借方)事業主貸 300,000 円 (貸方)当座預金 300,000 円														
109	下から 11 行目	(借方)事業主貸 21,000 円 (借方)売上 21,000 円	(借方)事業主貸 21,000 円 (貸方)売上 21,000 円														
152	表 3.11 の 4 月 7 日の残高の単価(④欄)	1,000	1,020														
181～189		平成 19 年の税制改正で減価償却の方法が変わりましたので、この節は全面的に入れ替えになります(別紙参照)。															
198	下から 7 行目	(2)建物を定額法で減価償却する。 <u>耐用年数は 45 年で、残存価格は取得価格の 10%。</u>	(2)建物を定額法で減価償却する。 <u>今年分の減価償却費は 30 万円。</u>														
203	表 4.13 の収益の部の合計	12,515,000	12,665,000														
212	表 5.1	平成 18 年の税制改正で、平成 19 年分から所得税の税率が以下のように変わりました。 <table><tr><th>課税総所得金額(Aとする)</th><th>所得税の計算式</th></tr><tr><td>195万円以下</td><td>A×5%</td></tr><tr><td>195万円超～330万円以下</td><td>A×10%－97,500円</td></tr><tr><td>330万円超～695万円以下</td><td>A×20%－427,500円</td></tr><tr><td>695万円超～900万円以下</td><td>A×23%－636,000円</td></tr><tr><td>900万円超～1,800万円以下</td><td>A×33%－1,536,000円</td></tr><tr><td>1,800万円超</td><td>A×40%－2,796,000円</td></tr></table>		課税総所得金額(Aとする)	所得税の計算式	195万円以下	A×5%	195万円超～330万円以下	A×10%－97,500円	330万円超～695万円以下	A×20%－427,500円	695万円超～900万円以下	A×23%－636,000円	900万円超～1,800万円以下	A×33%－1,536,000円	1,800万円超	A×40%－2,796,000円
課税総所得金額(Aとする)	所得税の計算式																
195万円以下	A×5%																
195万円超～330万円以下	A×10%－97,500円																
330万円超～695万円以下	A×20%－427,500円																
695万円超～900万円以下	A×23%－636,000円																
900万円超～1,800万円以下	A×33%－1,536,000円																
1,800万円超	A×40%－2,796,000円																
214	表 5.3	平成 18 年の税制改正で、表中の損害保険料控除は廃止され、代わって地震保険料控除が新設されました(平成 19 年分から適用)。地震保険料控除は、民間の地震保険の保険料を支払った場合に受けられるものです。															
215	下から 2 行目以降	…添付すれば、 <u>2004 年分の所得からは 55 万円、2005 年分以降の所得からは 65 万円の青色申告特別控除額を引くことができます。</u>	…添付すれば、 <u>65 万円の青色申告特別控除額を引くことができます。</u>														
218	上から 11～17 行目	また、青色申告特別控除額は、 <u>2004 年分(2005 年 2 月 16 日～3 月 15 日に確定申告する分)は 55 万円です。また、2005 年分(2006 年 2 月 16 日～3 月 15 日に確定申告する分)は 65 万円です。</u> 例えば、2004 年分の場合、事業で得た収入が 800 万円で、事業にかかった費用が 300 万円だとすると、事業所得は以下のように求めることができます。 事業所得＝800 万円－300 万円－55 万円＝445 万円 ただし、「事業で得た収入」と「事業にかかった費用」の差が 0 円以上 55 万円以下の場合は、…	また、青色申告特別控除額は 65 万円です。 例えば、事業で得た収入が 800 万円で、事業にかかった費用が 300 万円だとすると、事業所得は以下のように求めることができます。 事業所得＝800 万円－300 万円－65 万円＝435 万円 ただし、「事業で得た収入」と「事業にかかった費用」の差が 0 円以上 65 万円以下の場合は、…														

頁	箇所	誤	正														
220	上から 1 行目	・・・事業専従者の場合は、配偶者控除／配偶者控除を受けることは・・・	・・・事業専従者の場合は、配偶者控除／配偶者特別控除を受けることは・・・														
222	「損害保険料控除」の項全体	平成18年の税制改正で、平成19年分以降は損害保険料控除が廃止され、代わって地震保険料控除が新設されました。この項は以下のように変更になります。 ■地震保険料控除 事業に関係ない地震保険に入っている場合（例えば、自宅の地震保険）、その保険料の一部は「地震保険料控除」として、所得控除の対象になります。 また、平成 18 年分までは「損害保険料控除」という控除がありましたが、経過措置として、以下のような損害保険に加入している場合は、控除を受けることができます（旧長期損害保険料控除）。 ①平成 18 年 12 月 31 日までに契約を締結している（保険期間の始期が平成 19 年1月 1 日以降のものは除く） ②保険期間が 10 年以上で、満期の時にお金が返ってくる（満期返戻金がある） ③平成 19 年 1 月 1 日以降にその損害保険の契約を変更していない 地震保険料控除と旧長期損害保険料控除は、それぞれ表 5.6／表 5.7 のように計算します。また、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の両方が適用になる場合は、両者の控除額を合算します。ただし、合算した額が 50,000 円を超える場合は、控除額は 50,000 円になります。 なお、これらの控除を受けるには、保険料を支払ったことを証明する書類を、確定申告書に添付します。 表5.6 地震保険料控除 <table><tr><th>年間の支払保険料の合計</th><th>地震保険料控除の額</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>50,000円</td></tr></table> 表5.7 旧長期損害保険料控除 <table><tr><th>年間の支払保険料の合計</th><th>損害保険料控除の額</th></tr><tr><td>10,000円以下</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>10,000円超20,000円以下</td><td>支払保険料÷2＋5,000円</td></tr><tr><td>20,000円超</td><td>15,000円</td></tr></table>		年間の支払保険料の合計	地震保険料控除の額	50,000円以下	支払保険料全額	50,000円超	50,000円	年間の支払保険料の合計	損害保険料控除の額	10,000円以下	支払保険料全額	10,000円超20,000円以下	支払保険料÷2＋5,000円	20,000円超	15,000円
年間の支払保険料の合計	地震保険料控除の額																
50,000円以下	支払保険料全額																
50,000円超	50,000円																
年間の支払保険料の合計	損害保険料控除の額																
10,000円以下	支払保険料全額																
10,000円超20,000円以下	支払保険料÷2＋5,000円																
20,000円超	15,000円																
223	本文最後の 5 行	定率減税は平成 19 年分以降は廃止になりました。															
223	表 5.8	平成 18 年の税制改正で、平成 19 年分から所得税の税率が以下のように変わりました。 <table><tr><th>課税総所得金額(Aとする)</th><th>所得税の計算式</th></tr><tr><td>195 万円以下</td><td>A×5%</td></tr><tr><td>195 万円超～330 万円以下</td><td>A×10%－97,500 円</td></tr><tr><td>330 万円超～695 万円以下</td><td>A×20%－427,500 円</td></tr><tr><td>695 万円超～900 万円以下</td><td>A×23%－636,000 円</td></tr><tr><td>900 万円超～1,800 万円以下</td><td>A×33%－1,536,000 円</td></tr><tr><td>1,800 万円超</td><td>A×40%－2,796,000 円</td></tr></table>		課税総所得金額(Aとする)	所得税の計算式	195 万円以下	A×5%	195 万円超～330 万円以下	A×10%－97,500 円	330 万円超～695 万円以下	A×20%－427,500 円	695 万円超～900 万円以下	A×23%－636,000 円	900 万円超～1,800 万円以下	A×33%－1,536,000 円	1,800 万円超	A×40%－2,796,000 円
課税総所得金額(Aとする)	所得税の計算式																
195 万円以下	A×5%																
195 万円超～330 万円以下	A×10%－97,500 円																
330 万円超～695 万円以下	A×20%－427,500 円																
695 万円超～900 万円以下	A×23%－636,000 円																
900 万円超～1,800 万円以下	A×33%－1,536,000 円																
1,800 万円超	A×40%－2,796,000 円																
224	上から 14～15 行目	=800 万円－300 万円－55 万円 =445 万円	=800 万円－300 万円－65 万円 =435 万円														
225	下から 6 行目～3 行目	課税総所得金額＝事業所得－所得控除 =445 万円－236 万 5 千円＝208 万 5 千円 所得税＝208 万 5 千円×10%＝208,500 円	課税総所得金額＝事業所得－所得控除 =435 万円－236 万 5 千円＝198 万 5 千円 所得税＝198 万 5 千円×10%－97,500 円＝101,000 円														
225	下から 2 行目以降	定率減税は平成 19 年分以降は廃止になりました。															
226～233		この部分は平成 16 年分の青色申告決算書の作成手順です。平成 19 年分以降は減価償却の制度が変更されますので、青色申告決算書(特に減価償却の部分)の様式が変わることが予想されます。															
234～250		この部分は平成 16 年分の確定申告書の作成手順です。確定申告書作成コーナーは毎年少しずつ手直しが行われていますので、書籍中の画面とは表示や操作手順がやや異なります。															